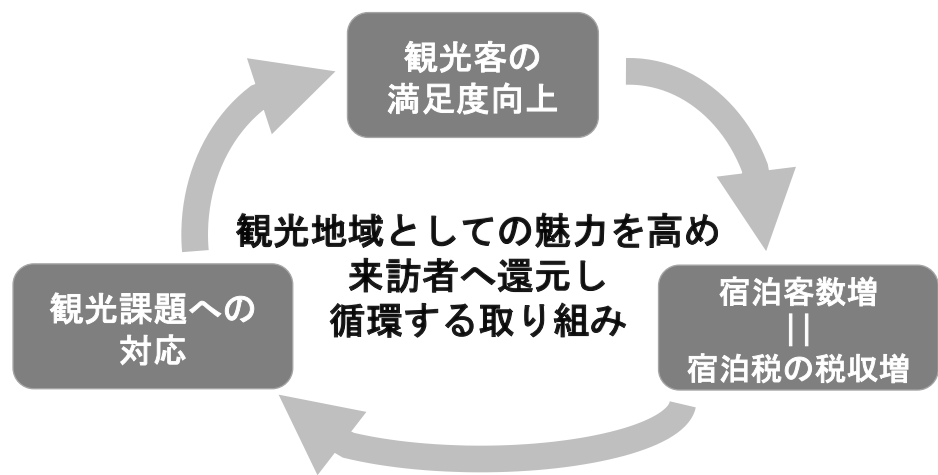


帯広市における宿泊税の基本的な考え方について

1 宿泊税導入の目的

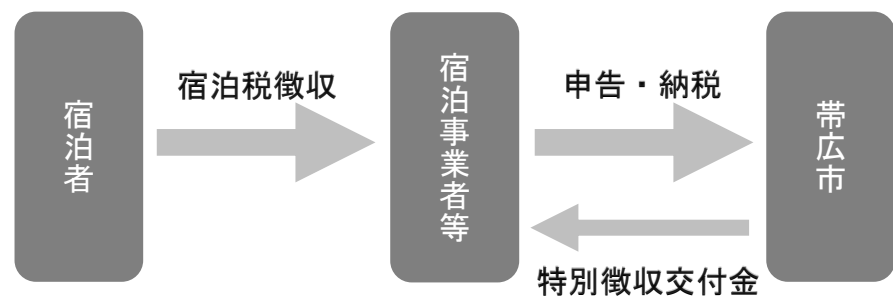
帯広市が、持続可能な観光地づくりを推進し、観光客の増加による地域経済の活性化を図るためには、既存の観光振興の取り組みに加え、新たな観光資源の開発や、外国人観光客など多様なニーズに対応した受入環境の充実に継続して取り組む必要があります。

こうした新たな観光振興の財源については、令和2年に「観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」から、来訪者にも観光振興の負担をいただく宿泊税（法定外目的税）の導入が妥当との提言をいただいております。市としては、十勝・帯広の観光客が回復基調で推移している状況を踏まえ、安定的な財源として宿泊税の導入を検討しています。



2 宿泊税の制度概要（案）

①課税客体	ホテル・旅館、簡易宿所、民泊の宿泊者
②徴収方法	宿泊事業者等を特別徴収義務者とする特別徴収 ※特別徴収義務者には、事務負担に伴う特別徴収交付金を支払う 【宿泊事業者等の定義】 ・旅館業法の許可を受けたホテル・旅館、簡易宿所の経営者 ・住宅宿泊事業法の届出をした住宅（民泊）の経営者 【賦課徴収方法】 3か月分を翌月までに申告、納税
③税額	定額200円
④免税点	なし
⑤課税免除	修学旅行等の学校行事
⑥制度の見直し	5年ごとに見直し
⑦入湯税	制度変更なし



3 宿泊税の使途の考え方

宿泊税は、来訪者への還元を主目的とする、①地域資源の魅力向上、②受入環境の充実、③持続可能な観光振興の3つの方向性で活用します。使途は以下のとおりで、原則として新たな事業、既存事業の拡充、緊急性があるものに充当する考えです。【想定事業費合計：250,000千円】

地域資源の魅力向上	受入環境の充実	持続可能な観光振興
<p>観光の目的地として帯広市が選ばれるためには、地域の特性を生かした観光資源の魅力をもっと高めていく必要がある。そのため、既存の観光コンテンツの磨き上げを進めるとともに、新たな観光コンテンツ等の造成に取り組む。</p> <p>○これまでの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験滞在型観光の不足 夜間観光の不足 魅力ある観光コンテンツの不足 <p>○宿泊税導入後の取り組み（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)アウトドア観光の推進 (2)夜間観光等の推進 (3)観光イベントの充実 (4)文化資源の有効活用 (5)MICEの推進 	<p>誰もが快適に滞在できる受入環境の整備を通じて、観光客の満足度向上を図る。旅マエ、旅ナカでの観光情報の発信強化に取り組む。</p> <p>○これまでの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光情報の発信不足 インバウンド対応力の不足 災害後の観光需要停滞 <p>○宿泊税導入後の取り組み（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)地域のおもてなし力の向上 (2)ICTを活用した情報発信、提供の推進 (3)観光案内機能の充実 (4)災害に強い観光まちづくりの推進 (5)インバウンド対応の強化 	<p>将来にわたって持続可能な観光地づくりを進めるために、地域におけるマーケティング調査の充実や観光人材の育成に取り組む。</p> <p>○これまでの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光産業を担う人材の不足 マーケティング・マネジメント機能の不足 <p>○宿泊税導入後の取り組み（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)観光統計の充実と活用 (2)観光地域マネジメントの推進 (3)観光客と市民の共生 (4)観光産業を担う人材の育成

4 宿泊税の税額（案）

- ◆宿泊税額の想定
※宿泊客延べ数が最も多かった平成30年度の127万人泊で試算
定額200円の場合 **約2億5,400万円**
- ◆参考 道税と市税を合計した税額

宿泊料金	道税※	帯広市	合計
1万円未満	100円	200円	300円
1万円～5万円未満	200円		400円
5万円以上	500円		700円

※道税については、2月開催予定の道の懇談会において、税額等の制度設計の調整案が示される予定

※出典 北海道「第3回 観光振興を目的とした新税に関する懇談会」資料

5 その他

- ◆想定スケジュール（案）
- 令和6年 2月 経済文教委員会報告（宿泊税の基本的な考え方）
- ” 8月 経済文教委員会報告（宿泊税の考え方）
- ” 12月 宿泊税条例（案）の提案
- 令和7年 1月 周知開始
- ” 4月 宿泊税導入に向けた準備（賦課・徴収システムの構築・宿泊事業者等への説明）
- 令和8年 4月 宿泊税導入
- ※道のスケジュールにより調整予定